

興行場法施行条例の一部を改正する条例（案）概要

1 目的

興行場法（昭和23年法律第137号）の一部改正により、興行場の構造設備に関する公衆衛生上必要な基準等について区の条例で定める必要がある。

2 内容

施設の設置の場所

入場者の衛生に支障を来す場所又は土地に設置してはならない。

構造設備に関する衛生に必要な基準

ア 換気設備

施設の観覧場の床面積に応じた機械換気設備を設けなければならない。

イ 照明設備

観覧場の内外の照度等

ウ 防湿構造

床面を不浸透性材料で覆うこと、排水できる構造設備を設けること等

エ 便所の構造等

男女別に各階に設置、くみ取便所ではないこと等

オ 喫煙所の構造等

観覧場との区画、喫煙所の表示、専用の換気設備の設置等

カ 飲食物の販売等施設

飲食物の販売等施設は、衛生上必要な措置を講じてある場合を除き、便所の付近に設置をしてはならない。

空気の衛生基準

観覧場等の空気は、規則で定める衛生基準に適合していなければならない。

営業者が講ずべき措置

換気、休憩中の十分な照明、清掃、伝染性疾病罹患者の業務従事禁止等

管理者の設置

興行場の営業者は、興行場ごとに管理者を設置しなければならない。

基準の特例

臨時、仮設構造による興行において、基準の一部を適用しないことができる。

3 施行期日

平成24年4月1日